

種苗法改正に関し万全の対策を求める意見書

本年3月に種苗法の一部改正案が通常国会に提出され、継続審議となった。

同改正案には、登録品種について、育成者権者が利用条件を出願時に付した場合は、利用条件に反した行為を育成者権者が制限できることや、農業者による登録品種の自家増殖にも育成者権の効力が及び、育成者権者の許諾を必要とすることなどが盛り込まれ、近年問題となっている我が国の優良品種の海外流出を法的に規制する重要な内容となっている。

その一方で、品種開発者の育成者権利が高まることにより、農業者からは、自家増殖が制限され、種子の購入等に新たな費用負担が生じることや、特定の事業者による種子の独占などといった不安の声が上がっている。

また、主要農作物種子法の廃止後、種苗法により種子の品質基準が確保されることになったが、地域条件等に適合した品種の生産・開発などの衰退に対する懸念の声もあることから、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向け、公的機関における農産物種子の研究・開発が維持できるよう、引き続き地方財政措置が行われることが必要である。

よって、国においては、国民の意見を幅広く聴取し、農業者が将来にわたり安心して営農することができるよう、下記の項目について措置するよう要望する。

記

- 1 同改正案では、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となっており、特定の事業者による種子の独占や、許諾手続きにおける事務の煩雑化、種子購入費用の増加などの懸念を払拭するとともに、農業者が安心して営農することができる環境を整えること。
- 2 これまで通り都道府県が地域の特色を生かした種子の研究・開発などを行えるよう、地方財政措置を維持すること。
- 3 優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策や制度の構築を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年10月2日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 あて